

## 湖南省立図書館 図書館協議会

図書館協議会は、図書館法第14条の規定により、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対し意見を述べる機関です。図書館協議会は平成20年(2008年)に一部改正された図書館法第15条により、次に掲げる者のうちから選出し、教育委員会が任命することになっています。(学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者)

甲西町立図書館が平成元年に開館したときに図書館協議会が設けられ、平成16年10月の合併まで活動してきました。石部町立図書館には図書館協議会はありませんでしたが、湖南省誕生後、平成17年(2005年)2月に、石部図書館、甲西図書館を含む、湖南省立図書館の図書館協議会として発足しました。委員10人で構成され、任期は2年、年4回の会議等の活動を行っています。平成19年(2007年)2月からは、10名の委員のうち2名は、市民から公募しています。

以下は、平成19年(2007年)2月3日に図書館協議会から出された答申です。

### 湖南省立図書館協議会答申

平成19年(2007年)2月3日

平成18年10月22日の定例協議会に於いて、湖南省立図書館長から当図書館協議会に対し、「これからの湖南省立図書館の在り方」について諮問を受けた。

新生湖南省に相応しい2館の図書館の望ましい在り方、学校等との連携、子どもの読書活動推進、指定管理者制度導入も含めた図書館の管理運営形態などについて、小委員会を設け、当協議会委員自らが、可能な範囲で市民に聞いた声を反映しつつ協議をした。その結果を、図書館協議会として次の通り答申する。

#### I はじめに

平成16年10月に石部町と甲西町が合併し「湖南省」が誕生した。その新市建設計画には「自然とやさしさにつつまれた笑顔と夢のあふれるまち」の将来像の実現が掲げられている。さらに、平成18年8月の湖南省議会において「湖南省総合計画」(以下「総合計画」と略す)が可決された。これは、「湖南省を『今後このような地域にすべき』という将来像を見据えながら、市民が行うべきこと、市が行うべきこと、市民と行政が力をあわせて進めていくものなど、本市の今後の進むべき方向性を具体的に示す計画」である。

そして「ずっとここに暮らしたい! みんなで創ろう きらめき湖南」をめざす「まちの将来像」が策定された。今回の「総合計画」推進に資する公共図書館として、湖南省立図書館の果たす役割と使命は、ますます大きなものがある。

#### II 公立図書館の役割と使命

「ユネスコ公共図書館宣言」(1994年採択)では「地域において知識を得る窓口である公共図書館は、教育、文化、情報の活力であり、男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成するための必須の機関である。(中略)その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである」と定義している。そのサービスは、「年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。公共図書館は原則として無料とし、地方及び国の行政機関が責任を持つものとする。それは特定の法令によって維持され、国及び地方自治体により経費が調達されなければならない。公共図書館は、文化、情報提供、識字及び教育のためのいかなる長期政策においても、主要な構成要素でなければならない」としている。そして『公共図書館の使命』として、以下1~12をあげている。

- 1 幼い時期から子供たちの読書習慣を育成し、それを強化する。
- 2 あらゆる段階での正規の教育とともに、個人的および自主的な教育を支援する。
- 3 個人の創造的な発展のための機会を提供する。
- 4 青少年の想像力と創造性に刺激を与える。
- 5 文化遺産の認識、芸術、科学的な業績や革新についての理解を促進する。
- 6 あらゆる公演芸術の文化的表現に接しうるようにする。
- 7 異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。
- 8 口述による伝承を援助する。
- 9 市民がいかなる種類の地域情報をも入手できるようにする。
- 10 地域の企業、協会および利益団体に対して適切な情報サービスを行う。
- 11 容易に情報を検索し、コンピュータを駆使できるような技能の発達を促す。

12 あらゆる年齢層の人々のための識字活動とその計画を援助し、かつ、それに参加し、必要があればこうした活動を発足させる。

以上のような情報・識字・教育及び文化に関連した基本的使命を、公共図書館サービスの核にしなければならない。

また、平成17年7月我が国において、超党派の議員連盟の提案により国会で成立した「文字・活字文化振興法」では、第1条の法の目的において、個人の読み書きや出版活動などを指す「文字・活字文化」を、「豊かな人間性の涵養、健全な民主主義の発展に不可欠なもの」としている。国・地方公共団体は、全国民が等しく享受できる環境を整備する責務があるとし、なかでもその第7条において、地域における文字・活字文化の振興の施策として、「市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする」と、うたっている。

湖南市立図書館においても、これら理念のもと公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準を定めた個別法である「図書館法」に基づく図書館として、すべての人に教育の機会が与えられるとする無料の原則を守り、また、市民の「知る権利」を保障する図書館として、いっそうの発展が望まれるところである。市民に役立つ資料や情報を提供する施設として、その役割と任務は多大なものがあり、前述の「総合計画」では、基本計画の施策「まちづくりの6つの目標と重点プロジェクト」の内、「いきいきとした暮らしをつくろう—社会教育の推進」の項に、『図書館の機能充実』があげられている。

### Ⅲ 湖南市立図書館の歴史と現況

旧甲西町の昭和58年度の「まちづくり意識調査」では、図書館の「設置要望」が第1位であった。これを受け、昭和62年に図書館開設準備室が設置され、「甲西町立図書館基本計画」が策定された。この際、百年先を見越してよりよいものをつくるために、専門家の意見を取り入れるべく、準備室長として館長候補者を北海道から招聘し、司書は全国から公募された。以来、専門職としての高い志や使命感を持った司書たちのサービスや住民への接遇には、目を見張るものがある。利用者からの評価も高く、全国から図書館関係者の視察も絶えないところであった。

今回の「総合計画」の策定にあたって、市は中学生や16歳以上の市民を対象とした市民意識調査（まちづくりアンケート）を実施した。アンケートの中で、「湖南市が好き」と回答した理由の上位として「図書館やホール、グラウンド、公園などがあるから」と図書館の存在が認識されている。昭和58年の「設置要望」から出発した図書館が、「暮らしの中に図書館を」をキャッチフレーズに図書館サービスを行い、こんにち『暮らしの中の図書館』として市民に深く浸透している。その活動内容は、県内外の図書館づくりに大いに貢献し、リーダー的な存在として常に新しい図書館像を発信し続けてきた。このことは、平成11年第85回全国図書館大会において、「町づくり図書館」にふさわしいサービス展開をしてきた優秀図書館として、（社）日本図書館協会から表彰されたことからわかる。

その後も、利用者・住民に満足度・充足感の極めて高い図書館として成長をしてきた。旧甲西町移動図書館「マツゾウくん」は、設立当時、幼児を連れた母親たちの利用が多く、近年は図書館に直接通いにくい高齢者の利用が増えるなど、利用者層の変化も見受けられる。合併後は旧石部町にも移動図書館車が巡回するようになり、小学生の利用には目を見張るものがある。

旧石部町では平成2年に図書館が文化ホールと併設して開館されたが、旧甲西図書館とは異なり、合併時の館長は有資格の専門職ではなく兼務職であった。合併後は、述べるまでもなく甲西図書館と機能を分かちつつ、同じレベルの図書館として底上げを図っている。

また、平成13年11月からインターネット上に旧甲西町立図書館のホームページが開設され、自宅からの蔵書検索が可能になり、さらに合併後の平成18年2月からは石部図書館との新統合コンピューターシステムの運用が開始された。これにより、利用者自身による貸し出し状況・返却期限や、予約（リクエスト）状況の把握が可能となり利便性が向上した。加えて、2館体制となった相互利用のメリットとして、予約の際に両館の蔵書を最寄の館で受け取ったり、遠方の館で借りた蔵書を最寄りの館で返却することができるなど、利用者の便宜が一段と図られている。こうした両館の連携による利用の拡大は、今後加速するものと思われる。

### Ⅳ これからの湖南市立図書館の在り方

「図書館法」、「ユネスコ公共図書館宣言」及び「文字・活字文化振興法」を踏まえ、図書館の役割と使命を理解し、さらに「総合計画」の理念達成のため公立図書館としてどうあるべきか、次に述べるような将来を見据えたビジョン・目標を早急に策定することが必要である。

#### 1 公立図書館の望ましい形について

##### ① 2館体制の強化と連携

甲西図書館は、あらゆるニーズに対応した利用度の高い総合的図書館として、各分野にわたる資料の収集と提供に努め、少し踏み込んだ調査・研究に耐えることをめざす『中央館的機能』、石部図書館はより身近な生活に役立つ『地域館的機能』をめざし、相互連携を図りつつ2館の特徴と役割を明確にし、効率的な運用と利用者の利便を図ることが望ましい。特に、石部図書館の貸出し冊数が合併後に大幅に増加しており、旧石部町の利用者だけでなく、地理的に石部に近い旧甲西町の住民利用者の利便性も一段と向上した。これは、上述したように2館の相互連携体制が利用者により支えられていることにはほかならず、石部図書館の一層の充実を要望するものである。

(社)日本図書館協会は、その政策提言「豊かな文字・活字文化の享受と環境整備」の中で、「市町村の図書館は、住民が日常利用する生活利便施設です。(中略)中学校区を生活圏域と考え、それを目標に設置することを求めます。」としている。従って2館のより持続的・安定的な運営は、「総合計画」のいきいきとした暮らし…という観点から、重要かつ欠かせないものである。

## ② 資料の充実と保存

図書館サービスの基本は資料と情報の提供である。そのために、図書館資料の充実是最も重要な事項である。資料としては一般書、児童書、専門書、新聞、雑誌、郷土資料、行政資料等があり、公平性・公共性を遵守し、長期的視点で継続的・安定的に資料の収集・整理・提供がなされなければならない。

加えてその資料の確実な保存のために、既に収容能力が限界に達している書庫については、その拡充が今後の大きな課題である。

## ③ 司書の専門性

資料を求める利用者にできるだけ早く提供するには、レファレンスサービス(調査研究の援助と問い合わせに対する回答)、他館との相互貸借、学校・公民館等の機関や、ボランティアとの連携サービスが不可欠である。そして、このようなサービスを市民に提供するには、職員の経験の継承・連続性が必要である。つまり、市民の多様化するニーズに対応できる常勤の専門職(司書=有資格者)の確保と研修は不可欠である。すでに実施されている県立図書館や、他館との人事交流は高い資質を持つ司書を育て、ひいては利用者に還元されるので是非とも推進されたい。

## ④ 生涯学習と年齢構成の変化

団塊世代のリタイア、高齢化・少子化などにより、今後利用者の年齢構成の変化に伴う利用者ニーズの変化が考えられる。かねてより、タイムリーなテーマによる講演会の企画に見られるような時代に寄り添った図書館力に期待する。生涯学習の拠点として、その対応に、経験豊富な専門職としての司書の力量が問われるところである。

## ⑤ 図書館サービスの広報活動

実施される多彩な催しは、広報誌等により市民・利用者によく周知されている。しかし、専門の司書によるレファレンスサービスについては、なお住民に周知徹底していない面があり、無料で本を貸してくれるところ…というのみの意識の住民に、広く働きかける必要がある。

## ⑥ 多文化共生への支援

外国籍住民の増加に伴い、「総合計画」の中でも「多文化共生のまちづくり」をうたっている。その推進のためには、全ての市民・居住者が等しく図書館サービスを享受できることが求められる。従来からも、図書館ではポルトガル語の新聞等を提供し、専門家によるアジア関連の講座も開催するなど、積極的に多文化共生の文化活動に取り組んできた。さらなる各母国語の新聞や書籍等、ニーズに添った資料提供などの積極的な支援が望まれる。

## ⑦ 市民参画型の図書館運営

図書館協議会にも平成16年度より傍聴制度が導入され、また平成19年2月からは公募委員制度が取り入れられる。協議会として、自己研鑽のため専門家を招き継続的な研修会を行ってきた。その中で、協議会の望まれる在り方として、これらの制度はすでに提言されていたものである。これにより、より広く市民の意見を反映した図書館運営が期待される。

## ⑧ 開館時間及び休館日

両館の休館日については、週の内一日は重ならないように配慮されている。市民の多様なニーズから近隣の図書館を参考にしつつ、開館時間の延長を含め、休館日についてはなお検討する必要がある。

## 2 学校等との連携について

### ① 学校図書館との連携

前述の「文字・活字文化振興法」では、『司書教諭の充実』もうたわれている。湖南市内の2高校には司書が配属されているが、小中学校では専任の司書教諭は未設置であり、学級・教科担任が兼務している現状にある。現在の機能を十分に発揮してもらうため、市当局が小中学校にも体制的に支援し、司書教諭が図書館業務に専念できる時間を保障することが、学校図書館教育の発展に大いに繋がる。そのことが、後述の「3 子どもの読書活動推進について」で触れる、RHG運動の有効な推進力となる。

旧甲西町では平成13年から3カ年間、文部科学省より「学校図書館資源共有型モデル地域事業」の研究指定を受けた。これを推進する中で、学校図書館の蔵書情報のデータベース化、他校の学校図書館等とのネットワーク接続、及び図書館を地域で共有化することをめざした。これにより、町内3中学校・7小学校の蔵書情報の共有化が図られた。

さらに、この事業による成果を踏まえ、平成16年10月の合併により旧石部町の小中学校を加えた「学校図書館資源共有化ネットワーク推進事業」として、地域内の学校図書館や、公立図書館等の蔵書の共同利用が促進された。これにより、自校にない本を活用した読書活動や調べ学習の充実、教育実践の共有化、資源共有化の成果の普及が、湖南市4中学校・9小学校で展開されることとなった。

湖南市立図書館(当時・甲西町立図書館)館長や司書が初年度から会議等に加わり、かつ図書館が小中学校の授業展開に図書資料が必要になったときの窓口となり、連携をスムーズに図るというシステムも作り上げられた。これらの研究において今後とも、公立図書館の存在は必要不可欠であることを明記したい。

### ② 各種ボランティアとの連携

草の根文庫、おはなしボランティア、音訳ボランティア等の活躍においても、公立図書館がボランティアの活動を支えてきた。その活動の内容においても、平成17年に幼児・児童を対象にしたおはなし会「ち

「つちやなかぜ」が、子供の読書活動の実践において優れた効果をあげたとして、文科省から表彰されたことから窺える。今後もボランティア活動が発展していくために、図書館の果たす役割は大きい。市民の参加が促進されるよう地域等の活動を支援し、育成、協働、連携を行うことが大切である。

### ③ 生涯学習関係施設との連携

各施設が開催する教室・講座などについて資料提供等を行う。そのため年度当初に、担当者会議を開催し連絡調整を行うことも必要である。また、市内にある高齢者福祉施設、障がい者福祉施設との積極的な連携を図ることも大切である。

## 3 子どもの読書活動推進について

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、言語力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけて行く上で、欠くことのできないものである。湖南省では「心豊かでたくましい子どもたちを育てるために」RHG運動が展開されてきた。(Rー読書 reading Hー人間関係づくり human relations Gーあいさつ greeting)。そのR(読書)の目標を達成するために、図書館が中核となり、保護者、教員、学校司書、保育士、保健師等関係者との連携を図りながら、10年後を見通した計画を立てる必要がある。

## 4 図書館の管理運営形態について(指定管理者制度導入を含め)

### ① 指定管理者制度

平成15年の地方自治法の一部改正によって、公共施設の管理を指定管理者に代行させることが可能となった。この「指定管理者制度」は、地方自治体の公共施設の管理と業務運営を民間に開放することにより、(i)施設の効率的運営、(ii)利用者へのサービス向上、(iii)経費削減を、めざすことを趣旨とするものである。すなわち、当制度の導入によって従来より質的・量的な向上を望めることが前提である。

### ② 図書館業務の専門性

市の公共施設は多岐にわたるが、その業務内容も性格が異なり、また採算性の定義も相違する。湖南省立図書館の図書館サービス業務は、職員の持続的な専門性と、市内の他施設・団体、及び県立・市外・県外の公共図書館との、自治体の枠を越えた連携により成り立っている。

例えば、当図書館で利用者に対する正職員は、館長を含め図書館業務の経験を積んだ有司書資格者である。利用者からの質問に的確かつ迅速に対応し、新規資料の購入図書を選書力に優れるのは、司書有資格者の安定性に基づいた高度な専門性に裏付けられている。

### ③ 法律の制度的矛盾

公共図書館は「図書館法」に依拠して設立されるが、この図書館法は個別法として、一般法の地方自治法より優先的に適用される。従って、地方自治体法による指定者管理制度を図書館に導入することは、法的な整合性に無理があると考えられる。

また、図書館法第13条には、「公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く」ことが規定され、教育委員会が直接運営する施設であることを法的に予定している。これは、「湖南省 公の施設の指定管理者制度導入方針」に、小学校と中学校を「個別法による対象外施設」としているのと同様の理由で、図書館もその対象外施設とすべきと考える。

### ④ 図書館業務の特殊性

(i)図書館法第17条により、図書館利用は「無料の原則」が法律で規定されている。従って、入場料、施設利用料などの収入が見込める図書館以外の施設とは違って、民間事業者などの営利法人が、図書館業務を受注して利益を上げようとした場合には、支出費用の節減を図るほかない。

その結果、図書購入費、人件費、報償費等を削り、図書貸出という最低限のサービスだけに業務を縮小することが懸念される。本、雑誌、CDなどの新規購入の節減、中止は直ちに利用者へのサービス低下に直接結びつく。

(ii)図書館業務は、前述したように、移動図書館業務、学校を筆頭とする他施設・団体との連携調整能力も要求され、未経験者やアルバイトの職員には、新設の図書館ならともかく、現在の湖南省立図書館の多忙な業務サービスをこなすことは、非常に困難であると想像される。

雇用保障のない人員配置では、その職務に愛着と高い志を持ち、利用者サービスに情熱を持った有能な人材が育ちがたい。また、人件費節減の目的で人員が減ると、現行の良質なサービスを市民が享受できなくなることが危惧される。

(iii)ライブラリーコンサート、講演会、展示活動、映画会、絵本の読み聞かせ会などの市民に非常に好評であり、湖南省立図書館の顔とも言うべきこれらの図書館サービスは、経験と人脈を持つベテランの職員の手腕に負うところが大きい。

しかし、このようなサービスは、報償費等の出費と職員の労力を伴うため、収益を目的とする民間事業者にとっては避けたいところである。もし、市民生活にすでに根付いたこれらの図書館主催の教育文化活動が後退するとすれば、生涯学習の機会を奪い、「ずっとここに暮らしたい!」と、「総合計画」でうたった「まちの将来像」からは遠のくことが憂慮される。

### ⑤ 選書の中立性と個人情報保護

前述したように、公立図書館はその性格からして、購入図書の平等性・公平性が遵守され、かつ長期的視点で継続的・安定的に資料の収集・整理・提供がなされなければならない。

また、利用者に貸し出された書籍タイトル等は、個人情報に属するものであり厳重に管理されなければ

ならない。現に湖南省立図書館では、図書返却後にその履歴は消去している。

これらの選書の中立性と個人情報保護の遵守は、公務員である職員によって行われるからこそ保証され、利用者が安心して図書館を利用できる。

なお、指定管理者として出版流通系の業者が受注した場合、購入図書の選書の不偏と中立性の保証が危惧される。

#### ⑥ 図書館を対象施設とすることの適否について

以上述べたように、図書館への指定管理者制度の導入に対しては、図書館業務は他の公共施設とは違って、図書館業務という特殊な要因と、教育的機関としての役割を何よりも考慮すべきである。

(i) 先に述べたように、湖南省立図書館は、全国図書館大会における優秀図書館としての受賞、先進モデル図書館として県内外からの多くの視察、まちづくりアンケートによる住民からの高い評価など、文化の発信源として図書館界・住民双方からそのサービス内容が優れていることは広く認知されている。

(ii) 収益を前提としない図書館業務においては、④(i)、(ii)で述べたような人件費削減のため業務経験のない人員の配置の常態化が容易に想像される。あるいはアルバイトなどの短期契約による非正規雇用の職員による業務では、資料の安定的な蓄積と継続性・連続性といった公立図書館としての根幹をゆるがす、極めて不安定な図書館運営が予想され、図書館サービスの低下が直ちに憂慮される。

(iii) 参考資料として添付した、国内の図書館界を代表する組織である(社)日本図書館協会の見解「公立図書館の指定管理者制度」においても、当制度の適用は公立図書館の目的達成に有効とは言えず、基本的になじまないものとしている。

(iv) 以上の事象を勘案すると、指定管理者制度は、それにふさわしい施設にのみ導入すべきであり、すべての公共施設に一律に導入すべきではない。

すでに全国でも有数レベルのサービスを楽しんでいる湖南省民にとって、湖南省立図書館(甲西・石部両図書館)の高水準サービスは維持されて当然であり、「総合計画」を磐石なものとするためにも、指定管理者制度の導入によって質的にも、量的にもサービスが後退することがあってはならない。

図書館設置以来、ふさわしい図書館サービスを楽しんでいる旧甲西町の利用者と、合併後、図書館が身近な存在となりそれを歓迎している旧石部町の利用者にとって、指定管理者制度の導入により、利便性の低下が生じることが危惧されるとすれば、湖南省民にとっては到底納得しがたいものとなる。

したがって当図書館協議会は、湖南省立図書館への指定管理者制度の導入は受け入れがたいものと判断し、市が責任を持って両館を直接管理運営をすることが、最良の選択であると結論する。

## V おわりに

近年における価値観の多様化と、状況変化の早さを特徴とする現代社会にあって、市民がさまざまな社会の問題について、主体的に判断力を培う必要がある。かつ、湖南省の未来について、その叡智を養わねばならない。そのような市民の学習を支え、課題解決に役立つ施設として、公立図書館の果たす役割はますます重大であり、〈市民の頭脳・知の宝庫〉として、また、次世代の子供たちにプレゼントとして残す〈知の森〉としての位置づけを成す。

多くの利用者・住民と共に成長し、図書館職員の不断の努力により育まれてきた我が町・我が市の図書館文化を、より発展継承されることを強く望むものである。

### 〈参考資料〉

#### □日本図書館協会の見解(抜粋)

社団法人日本図書館協会は、平成17年8月4日、公立図書館の指定管理者制度について、以下の見解を発表した。この見解は、日本図書館協会のホームページの「日本図書館協会の見解・意見・要望」、及び『図書館雑誌』(2005年9月号)に掲載されている。

- ① 図書館サービスの発展には図書館間の連携・協力やネットワーク化の整備が不可欠であるが、競争関係に立つ民間企業者間で、このことを効果的に達成することは難しいと考える。
- ② 県立図書館は市区町村立図書館に対して、資料の貸出、相談業務、職員研修など協力事業や地域の図書館振興策の立案などを行っている。市区町村立図書館では、学校に対する出張サービス、地域との繋がりによる読書普及活動、地域資料の発掘収集などが行われている。これらのサービスを民間企業者が行うことは、適切であるか疑問が残るところである。
- ③ 公共図書館事業はいわゆる事業収益が見込みにくい公共サービスであり、営利を目的とする団体が管理を行うことには自ずと無理がある。

#### □小委員会開催日

平成18年	10月28日
	11月19日
	12月9日
平成19年	1月8日
	1月20日
	1月27日

#### □図書館協議会について

(1) 図書館法での規定

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、  
図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

(2) 湖南省立図書館条例での規定

(図書館協議会)

第3条 図書館法第14条第1項の規定に基づき、図書館協議会を設置する。

- 2 委員の定数は10人以内とする。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。